

平成 27 年度の教育関係共同利用拠点の認定について

1. 制度の趣旨

多様化する社会と学生のニーズに応えるべく、各大学において、それぞれの教育理念に基づいて機能別分化を図り、個性化・特色化を進めながら教育研究活動を展開していくことが重要です。

質の高い教育を提供していくためには、個々の大学の取組だけでは限界があるため、他大学との連携を強化し、各大学の有する人的・物的資源の共同利用等の有効活用を推進することにより、大学教育全体として多様かつ高度な教育を展開していくことが必要不可欠です。

このため、学校教育法施行規則及び教育関係共同利用拠点の認定等に関する規程に基づき、教育関係共同利用拠点の認定を行うこととしています。

2. 公募対象となる拠点施設の種類の種類

平成 27 年度の拠点施設の種類の種類は、

- ・留学生支援施設（別紙 1）
- ・大学の教職員の組織的な研修等の実施機関（別紙 2）
- ・練習船（別紙 3）
- ・演習林等（別紙 4）
- ・農場（別紙 5）
- ・臨海・臨湖実験所に関する実習施設（別紙 6）
- ・水産実験所に関する実習施設（別紙 6）

について公募します。

これらの拠点については、別紙 1 から別紙 6 に申請の際の留意事項をまとめておりますので、御参照下さい。

また、平成 27 年度末に教育関係共同利用拠点の認定期間が終了する施設について、認定期間終了後も引き続き教育関係共同利用拠点として認定を受けることを希望する場合には、本紙記載のスケジュールで御申請ください。

3. 拠点認定に係るスケジュール

平成 27 年度の公募は、「事前相談期間」を経た上で、「申請書受付期間」を設けることとします。

(1) 事前相談期間

平成 27 年 6 月 19 日（金）までの間に事前相談を実施。

申請を希望する大学は、「本件に関するお問合せ先」の担当部局と訪問日程等を調整の上、事前に相談を願います。

(2) 申請書受付期間

平成 27 年 6 月 22 日 (月) ～平成 27 年 6 月 25 日 (木) の間。

(3) その後のスケジュール (予定)

平成 27 年 6 月下旬～7 月上旬 審査委員会及び専門委員会での審議

平成 27 年 7 月中旬～7 月下旬 文部科学大臣の認定

4. 拠点認定審査

教育関係共同利用拠点の認定審査に当たっては、申請の際の留意事項 (別紙 1 から別紙 6) に掲げる要件を満たす申請施設等について、審査委員会及び専門委員会での審議を尽くした上で総合評価を行い、認定候補拠点を決定します。文部科学省は、委員会の決定を十分尊重し、認定拠点を決定します。

5. 申請に係る各種様式等

申請書の記載に当たっては、別紙 7 「教育関係共同利用拠点 申請書」を御利用ください。なお、電子媒体は文部科学省ホームページからダウンロードが可能です。

また、申請書の記載にあたっては、別紙 8 「教育関係共同利用拠点 申請書記入要領」及び参考「教育関係共同利用拠点制度 Q&A」を参考としてください。

6. 申請書の提出

申請書は関係書類等を同封の上、原本 1 部、コピー 20 部 (計 21 部)、CD-R (W) (申請書等の電子媒体ファイル) 1 枚を郵送にて御提出ください。(平成 27 年 6 月 25 日 (木) 必着)

<申請書提出先>

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

文部科学省高等教育局大学振興課大学改革推進室 学務係

【本件に関するお問合せ先】 電話番号：03-5253-4111

事項	担当部局	内線	E-mail
制度全般、認定スケジュール	高等教育局 大学振興課	2492	daikaika@mext. go. jp
留学生関連施設について	高等教育局 学生・留学生課	3028	ryuugaku@mext. go. jp
大学の教職員の組織的な研修等の実施 機関について	高等教育局 大学振興課	2492	daikaika@mext. go. jp
練習船、演習林等、農場、臨海・臨湖 実験所及び水産実験所について	高等教育局 専門教育課	2485	senmon@mext. go. jp

(別紙1)

教育関係共同利用拠点制度の対象となる留学生支援施設に関する留意事項

(留学生支援施設の定義)

1. 留学生支援施設とは、「日本語教育センター」、「留学生宿舎」の二種類とする。
 - i) 日本語教育センターは、大学が設置する、外国人留学生の教育のための施設であり、主に日本語教育を行うことを目的とするものを指す。
 - ii) 留学生宿舎は、大学が設置する宿舎のうち、主に外国人留学生が入居するための施設を指す。

(留学生支援施設に関する留意事項)

2. 教育関係共同利用拠点の申請のうち、留学生支援施設については、「教育関係共同利用拠点の認定等に関する規程」(平成二十一年文部科学省告示第百五十五号。以下「告示」という。)に定める基準のほか、その特性をかんがみ、以下の要件を満たすことを必要とする。
3. 教育関係共同利用拠点制度の対象となる留学生支援施設のうち、日本語教育センターに関する基準

(告示第三条第二号、第四号関係)

- (1) 運営上の責任体制が規定等により明確となっていること。

(告示第三条第三号、第五号関係)

- (2) 設置大学以外の留学生を広く対象とした教育を実施し、利用に当たって、他大学の留学生が不利益を被らないこと。

(告示第三条第五号関係)

- (3) 特定の国のみからの留学生に限定することなく、多様な出身国の留学生が利用できること。

(告示第三条第六号関係)

- (4) 体系的な教育課程が整備され、課程の修了基準、授業計画、成績評価の基準等が学生に対して明示されていること。

(告示第三条第七号関係)

- (5) 留学生数に応じた教職員の数が確保されていること。

4. 教育関係共同利用拠点制度の対象となる留学生支援施設のうち、留学生宿舎に関する基準

(告示第三条第二号関係)

- (1) 留学生を対象とした国際交流・地域交流に関する諸条件が整備され、体系的な取組等が実施されること。

(告示第三条第二号、第四号関係)

- (2) 施設を運用する上での責任体制が規定等により明確となっていること。

(告示第三条第五号関係)

- (3) 入居者の募集にあたっては、設置大学以外の留学生を広く対象とし、他大学の留学生が不利益を被らないこと。

- (4) 特定の国のみからの留学生に限定することなく、多様な出身国の留学生が居住できること。

- (5) 同一の留学生宿舎の建物内で、留学生と日本人が混在して居住していること。

- (6) 入居者の募集にあたっては、来日一年以内もしくは入学後一年以内の留学生が優先的に入居できること。

- (7) 国内大学と海外大学との交流協定等に基づく留学生が入居できること。また、交流協定等に基づく留学生を計画的に受け入れることができること。

(告示第三条第七号関係)

- (8) 生活上の相談、宿舎の管理等、学生が生活する上での支援体制が整備されていること。その際、外国語による対応も可能であること。

以上

(別紙2)

教育関係共同利用拠点制度の対象となる、大学の教職員の組織的な研修等の実施機関
に関する留意事項

(大学の教職員の組織的な研修等の実施機関の定義)

1. 大学の教職員の組織的な研修等の実施機関とは、大学が教員の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する場合、又は職員の職能開発を図るための組織的な研修及び研究を実施する場合において、当該研修及び研究の実施又は支援等を行う施設であって、「教育関係共同利用拠点の認定等に関する規程」(平成二十一年文部科学省告示第百五十五号)第二条第一号に定めるものとする。

なお、大学の教職員の組織的な研修等の実施機関は、大学内の組織及びその機能を指すものであって、特定の建物、設備等を指すものではない。

(大学の教職員の組織的な研修等の実施機関の留意事項)

2. 大学の教職員の組織的な研修等の実施機関については、「教育関係共同利用拠点の認定等に関する規程」(平成二十一年文部科学省告示第百五十五号)第二条各号に定める基準のほか、その特性をかんがみ、以下の要件を満たすことを必要とする。

(対象となる機関)

- (1) 教員の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究(以下「FD」という。)又は職員の職能開発を図るための組織的な研修及び研究(以下「SD」という。)のいずれか、もしくは双方に関する取組を行っている機関であること。また、FD又はSDに関する実績・資源・体制を有しており、全国・各地域の拠点としてふさわしい質を保證できる機関であること。

(体系的・専門的なFDモデルの構築)

- (2) FDの取組を行う機関は、以下①から④のいずれかの取組を実施するとともに、大学の教職員の組織的な研修等の実施機関を有する大学及び他大学において、授業・成績評価の内容及び方法の改善ツール・コンテンツの発掘・開発を行うこと。

- ① 教員としての必須の基礎的・共通的(授業設計、授業運営、学生指導及び研究倫理教育等)な研修カリキュラム・研修教材の開発及び研修会の実施の取組
- ② キャリア段階別(大学院生(プレFD、ティーチング・アシスタント等)、採用直後の教員、昇任者、部局長及び執行部向け等)の研修カリキュラム・研修教材の開発及び研修会の実施の取組
- ③ 教員の専門分野別の研修カリキュラム・研修教材の開発及び研修会の実施の取組
- ④ 教育プログラムの領域別(初年次教育、キャリア教育等)の研修カリキュラム・研修教材の開発及び研修会の実施の取組

なお、①から④の取組は、全国・各地域の、より多くの大学で活用できる、学

生の状況に応じた質の高い体系的な研修カリキュラム・研修教材の開発及び研修会であること。ただし、各取組において例示された内容について、全てを実施することを求めるものではない。

(体系的・専門的なSDモデルの構築)

(3) SDの取組を行う機関は、以下①から③のいずれかの取組を実施すること。

- ① 職員としての必須の基礎的・共通的（経営管理・財務、教学支援、企画力及びコミュニケーション力等）な研修カリキュラム・研修教材の開発及び研修会の実施の取組
- ② 職員のキャリア段階別（採用直後の職員、昇格者及び管理職向け等）の研修カリキュラム・研修教材の開発及び研修会の実施の取組
- ③ 高度専門職分野別（インスティテューショナル・リサーチャー、アドミッション・オフィサー、カリキュラム・コーディネーター、リサーチ・アドミニストレーター及び産官学連携コーディネーター等）の研修カリキュラム・研修教材の開発及び研修会の実施の取組

なお、①から③の取組は、全国・各地域の、より多くの大学で活用できる質の高い体系的な研修カリキュラム・研修教材の開発及び研修会であること。ただし、各取組において例示された内容について、全てを実施することを求めるものではない。

(指導者の養成・研修)

(4) FD又はSDの取組に関し、FD又はSDの専門家の養成・研修や教育課程の専門スタッフの養成・研修に関する取組が含まれていること。

(成果分析の計画・実施)

(5) 認定期間中の取組の成果指標を設定し、利用者以外の教職員や利用大学の評価、利用教員における授業の内容及び方法の改善状況等に基づいた客観的な成果分析を計画・実施すること。また、利用大学における学生の学修成果等に基づいた客観的な成果分析を収集し、取組の改善を図ること。

(専任者の配置)

(6) FD又はSDに関する指導又は相談等の経験を持ち、専門性を備えた担当者が専任で配置されていること等、取組が円滑に行われるような人員配置がなされていること。

(情報収集・提供、相談等)

(7) FD又はSDに関する調査研究並びに情報の収集、整理及び提供を行い、他大学の教職員等からの相談に対し、適切な対応が可能なこと。その際、成功した、または課題を残したFD・SDの事例など各大学が真に役立つ、様々な事例を収集し、提供すること。

(講師派遣、FD・SDの普及)

(8) 他大学の求めに応じ、講師を派遣するのみならず、大学の教職員の組織的な研修等の実施機関を有する大学及び他大学において、FD又はSDの取組の積極的な普及に努めること。とりわけFDにおいて、教育評価の手法・ツールの開発等、各大学においてFDを普及・定着させる観点から必要と考えられる取組を行うこと。

(大学の教職員の組織的な研修等に関するポータルサイトの構築)

3. 文部科学省は、大学の教職員の組織的な研修等の実施機関のうち、優良なFD教材及び授業の内容・方法の改善ツール・コンテンツ並びにSD教材を選別し、全国の教職員が利用可能なポータルサイトの構築が可能な機関を選定するものとする。

(文部科学省への協力)

4. 大学の教職員の組織的な研修等の実施機関は、大学の教職員の組織的な研修等に関する課題の抽出等について、必要に応じ、文部科学省に協力するものとする。

以上

教育関係共同利用拠点制度の対象となる練習船に関する留意事項

(練習船の定義)

1. 練習船とは、総トン数20トン以上の船舶で、大学が教育活動に利用することを目的として保有するものを指す。

(練習船に関する留意事項)

2. 教育関係共同利用拠点の申請のうち、練習船については、「教育関係共同利用拠点の認定等に関する規程」(平成二十一年文部科学省告示第百五十五号。以下、「告示」という。)に定める基準のほか、その特性をかんがみ、以下の要件を満たすことを必要とする。

(告示第三条第一号関係)

- (1) 申請施設は、原則として単位認定を伴う、教育課程上の乗船実習を提供すること。なお、当該施設を用いた乗船実習を授業科目の一部として実施し、単位認定を伴う場合も含まれる。

(告示第三条第二号関係)

- (2) 上記(1)の乗船実習の提供にあたり、その運用上の責任体制が規定等により明確となっていること。

(告示第三条第六号関係)

- (3) 上記(1)の乗船実習の提供にあたっては、練習船を保有する大学(以下、「保有大学」という。)以外の学生のみが乗船し単独で航海する形態(単独航海)、保有大学の学生と保有大学以外の学生とが共に乗船し航海する形態(混乗航海)のいずれでも差し支えないが、原則として、乗船実習における教育は保有大学の乗組員等が行うこと。

他大学の学生の利用に関しては、学生が負担する実習費及び提供される教育内容が、保有大学の学生に提供されるものと同等及び同質の条件であること。

(告示第三条第八号関係)

- (4) 共同利用に供する日数が、運航可能な日数に比して相当の割合であること。原則として、運航可能日数の2割程度以上の共同利用が見込まれること。

以上

教育関係共同利用拠点制度の対象となる演習林等に関する留意事項

(演習林等の定義)

1. 演習林等とは、大学が林学に関する学科を設置する場合に、その学科の教育研究に必要な施設として大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）に規定された附属施設（演習林）及び大学が行う生物学等の教育研究に必要な附属施設として山林地域に設置されている演習林類似の施設等を指す。

(演習林等に関する留意事項)

2. 教育関係共同利用拠点の申請のうち、演習林等については、「教育関係共同利用拠点の認定等に関する規程」（平成二十一年文部科学省告示第百五十五号。以下、「告示」という。）に定める基準のほか、その特性をかんがみ、以下の要件を満たすことを必要とする。

(告示第三条第一号関係)

- (1) 申請施設は、原則として単位認定を伴う、教育課程上の演習林等での実習を提供すること。なお、当該施設における演習林等での実習を授業科目の一部分として実施し、単位認定を伴う授業科目も含まれる。

(告示第三条第二号関係)

- (2) 上記の演習林等での実習の提供にあたり、その運営上の責任体制が規定等により明確となっていること。

(告示第三条第六号関係)

- (3) 上記（1）の演習林等での実習の提供にあたっては、演習林等を保有する大学（以下、「保有大学」という。）以外の学生のみが単独で利用する形態、保有大学の学生と保有大学以外の学生とが共に利用する形態のいずれでも差し支えないが、原則として、演習林等での実習における教育は保有大学の教員等が行うこと。
他大学の学生の利用に関しては、学生が負担する実習費及び提供される教育内容が、保有大学の学生と同等及び同質の条件であること。
著しく不便な地域に申請施設が位置する場合には、利便性の観点から、交通手段等の確保に関して保有大学が必要な配慮等を行うこと。

以上

教育関係共同利用拠点制度の対象となる農場に関する留意事項

(農場の定義)

1. 農場とは、大学が農学に関する学部を設置する場合に、その学部の教育研究に必要な施設として大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）に規定された附属施設を指す。

(農場に関する留意事項)

2. 教育関係共同利用拠点の申請のうち、農場については、「教育関係共同利用拠点の認定等に関する規程」（平成二十一年文部科学省告示第百五十五号。以下、「告示」という。）に定める基準のほか、その特性をかんがみ、以下の要件を満たすことを必要とする。

(告示第三条第一号関係)

- (1) 申請施設は、原則として単位認定を伴う、教育課程上の農場での実習を提供すること。なお、当該施設における農場での実習を授業科目の一部として実施し、単位認定を伴う授業科目も含まれる。

(告示第三条第二号関係)

- (2) 上記の農場での実習の提供にあたり、その運営上の責任体制が規定等により明確となっていること。

(告示第三条第六号関係)

- (3) 上記(1)の農場での実習の提供にあたっては、農場を保有する大学（以下、「保有大学」という。）以外の学生のみが単独で利用する形態、保有大学の学生と保有大学以外の学生とが共に利用する形態のいずれでも差し支えないが、原則として、農場での実習における教育は保有大学の教員等が行うこと。

他大学の学生の利用に関しては、学生が負担する実習費及び提供される教育内容が、保有大学の学生と同等及び同質の条件であること。

著しく不便な地域に申請施設が位置する場合には、利便性の観点から、交通手段等の確保に関して保有大学が必要な配慮等を行うこと。

以上

教育関係共同利用拠点制度の対象となる臨海・臨湖実験所及び
水産実験所に関する留意事項

(臨海・臨湖実験所及び水産実験所の定義)

1. (1) 臨海・臨湖実験所とは、大学が行う基礎生物学及びその関連分野の教育研究に必要な附属施設として、臨海・臨湖地域に設置されているものを指す。
- (2) 水産実験所とは、水産増殖に関する学科を設置する際に、その学科の教育研究に必要な施設として大学設置基準（昭和三十一年文部省令二十八号）に規定された附属施設を指す。

(臨海・臨湖実験所及び水産実験所に関する留意事項)

2. 教育関係共同利用拠点の申請のうち、臨海・臨湖実験所及び水産実験所については、「教育関係共同利用拠点の認定等に関する規程」（平成二十一年文部科学省告示第百五十五号。以下、「告示」という。）に定める基準のほか、その特性をかんがみ、以下の要件を満たすことを必要とする。

(告示第三条第一号関係)

- (1) 申請施設は、原則として単位認定を伴う、教育課程上の実習を提供すること。
なお、当該施設における実習を授業科目の一部として実施し、単位認定を伴う場合も含まれる。

(告示第三条第二号関係)

- (2) 上記(1)の実習の提供にあたり、その運用上の責任体制が規定等により明確となっていること。

(告示第三条第六号関係)

- (3) 上記(1)の実習の提供にあたっては、当該施設を保有する大学（以下、「保有大学」という。）以外の学生のみが単独で利用する形態、保有大学の学生と保有大学以外の学生とが共に利用する形態のいずれでも差し支えないが、原則として、当該施設での実習における教育は保有大学の教員等が行い、保有大学が安全管理上の責任を負うこと。

他大学の学生の利用に関しては、学生が負担する実習費及び提供される教育内容が、保有大学の学生と同等及び同質の条件であること。

著しく不便な地域に申請施設が位置する場合には、利便性の観点から、交通手段等の確保に関して保有大学が必要な配慮等を行うこと。

以上